

第5章 計画の推進に向けて

5.1 «実行性の確保策1» 「共有」・「共感」の環境づくり

5.2 «実行性の確保策2» 庁内各組織の責任の明確化

章番号	概要
第1章 (現状と課題及び解決策)	第2期計画期間における実績を踏まえた現状と今後の課題及び解決策を整理する。
第2章 (目的、目標、基本方針)	本計画の目的、目標及び基本方針を整理するとともに、計画期間と対象施設を示す。
第3章 (事業計画立案の考え方)	事業計画立案の方針に基づく、公共建築物の竣工から再整備までの基本的な改修等の考え方を示す。
第4章 (事業計画)	具体的な各施設の事業計画(ロードマップ)を示す。
第5章 (実行性の確保策)	本計画の実行性を確保するために求められることや、今後取り組んでいく内容について示す。

第5章 計画の推進に向けて

本計画の実行性を確保するためには、市と市民の協力が必要不可欠であり、このことは平成26(2014)年6月に制定した「習志野市公共施設等再生基本条例」において、市と市民の責務としても規定しています。

計画の推進に向けて、まずは市がその責務を果たすことで、ひいては市民の責務を果たせることを目指すこととし、この章では、実行性の確保策及び市の責務を果たすための具体的な取り組みを記載しています。

【「共有」・「共感」の環境づくり】

「共感」の定義
他者の意見や感情などについて、自分のこととして理解すること
「共感」する本計画の目的
本計画の目的は「人口減少社会の中で持続可能な都市経営を実現し、将来世代に過度な負担を先送りしないよう、時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供する。」であり、本計画の計画期間終了後の将来世代の中心を担うこどもや若者の意見を適切に取り入れることが重要。
「共感」のために「共有」が必要な要素とその手段(概要)
<ul style="list-style-type: none"> ・本市内外の状況に関する情報の拡充 ・「再生計画(やさしい版)」の作成 ・市内大学の研究成果や、本市の公共建築物の再生の取り組み事例の紹介 ・市の広報媒体や提供する「共有」の場の強化 ・学校教育や市内大学との連携 <p style="text-align: right;">など</p>

【庁内各組織の責任の明確化】

各所属が果たすべき責任／具体的な取り組み
<p>《各施設所管課》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任：提供すべき公共サービスを実現できる施設となるように老朽化対策を行う ・取り組み：「あり方検討」の実施、「共有」・「共感」の環境づくりの取り組み など <p>《公有財産管理の総括担当課及び公共建築物の保全の総括担当課》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任：公共建築物の老朽化対策を主導的に進めていく ・取り組み：「共有」や事務フローなどの仕組みづくり、取り組みの進捗管理 など

5.1 《実行性の確保策1》 「共有」・「共感」の環境づくり

多くの公共建築物が整備された当時と比べて、現在においては社会環境や財政状況が大きく変化し続けています。

こうした状況の中で公共建築物の再生に取り組むには、事業を実施する市と施設を実際に利用する市民が、本計画の「最終的に成し遂げようとする事柄」である目的を「共感」していくことが必要です。

(1) 「共感」とは

本計画において「共感」を以下のように定義します。

【「共感」の定義】

他者の意見や感情などについて、自分のこととして理解すること

市と市民が、本計画の目的や施設の今後のあり方に関して、自らの意見とは異なるものも含めた意見や感情（市においては政策への想い）を理解することが「共感」においては重要になります。

(2) 「共感」する本計画の目的

第2章でも触れましたが、市と市民が「共感」していくこととなる本計画の目的は以下のとおりです。

【目的】（再掲）

人口減少社会の中で持続可能な都市経営を実現し、
将来世代に過度な負担を先送りしないよう、
時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供する。

ここで重要なことは、「将来世代」を意識し、現在の施設利用者だけではなく、将来本市の中心を担う世代にとって適正な公共サービスを考えるということです。

そのためには、本計画の計画期間が終了する頃の将来世代の中心を担う「こども」や「若者」の意見を適切に取り入れていくことが必要です。

この「こども」及び「若者」とは、本市において令和7（2025）年度を始期として策定した「習志野市こども若者まんなか計画」における「こども」及び「若者」を指します。

当該計画における基本理念の考え方は「未来を担うこども・若者は、家庭や地域において人と人とを結ぶかけがえのない存在」であり、また、「こども・若者の健やかな成長を支える営みは、こども・若者や家庭、地域の人々などがともに関わり、ともに育ち合い、ともに支え合うことで実現できるもの」であるとしています。

特にこどもは本市が保有する公共建築物の延べ面積の約6割を占める教育施設を利用していることから、本計画の目的を「共感」していくためには、当該計画との連携も重要です。

（参考）「習志野市こども若者まんなか計画」の基本施策

※特に本計画との連携が期待できるものについて抜粋

事業名	
1	こども・若者の市政参画推進
19	キャリア教育の推進（小・中・高校生）
23	若者向けの情報発信
66	開かれた学校づくりの推進
139	地域学校協働活動の推進
140	地域参加型学校行事の推進

（3）「共感」のための「共有」

市と市民が本計画の目的を「共感」するためには、お互いの情報や感情を適切に「共有」することが重要です。

例えば「共感」できていない状態とは、理由や背景は人によって異なりますが、要因としては情報や感情の「共有」が足りていないことが共通していると考えられます。

このことから、「共感」につながる状態にしていくため情報や感情の「共有」ができる環境を整えていくことが必要（図表5-1 参照）であり、「共感」のための「共有」に必要な情報や感情といった要素と手段を図表5-2 に整理しました。

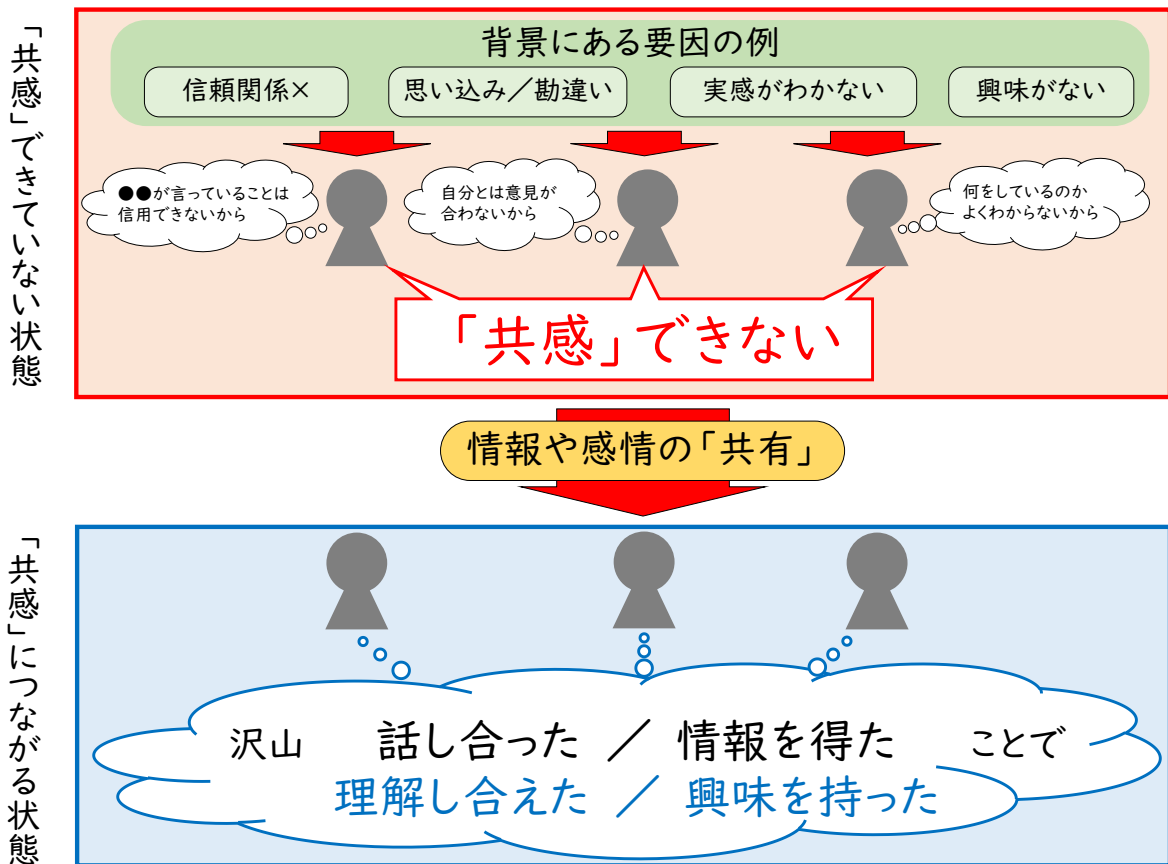
感情は情報に基づき発生するものであると考えられるため、情報そのものの強化と、情報や感情を適切に「共有」する手段をどのように強化するかということが重要です。

「共感」できない理由や背景の例	考えられる要因
理由： 特定の人（組織）の情報が信用できない 背景： 信頼関係が構築されていない	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションの不足により、信頼関係が構築されないことや、思い込み／勘違いが生じる。 ・伝える情報の要素や手段が不足していることで、適切な情報が伝わらず思い込み／勘違いが生じたり、実感・興味が持てなくなる。
理由： 思い込み／勘違い 背景： 正しい情報が伝わっていない（信頼関係が構築されていない）	
理由： 実感・興味が持てない 背景： 自身が置かれている環境とはかけ離れた話	

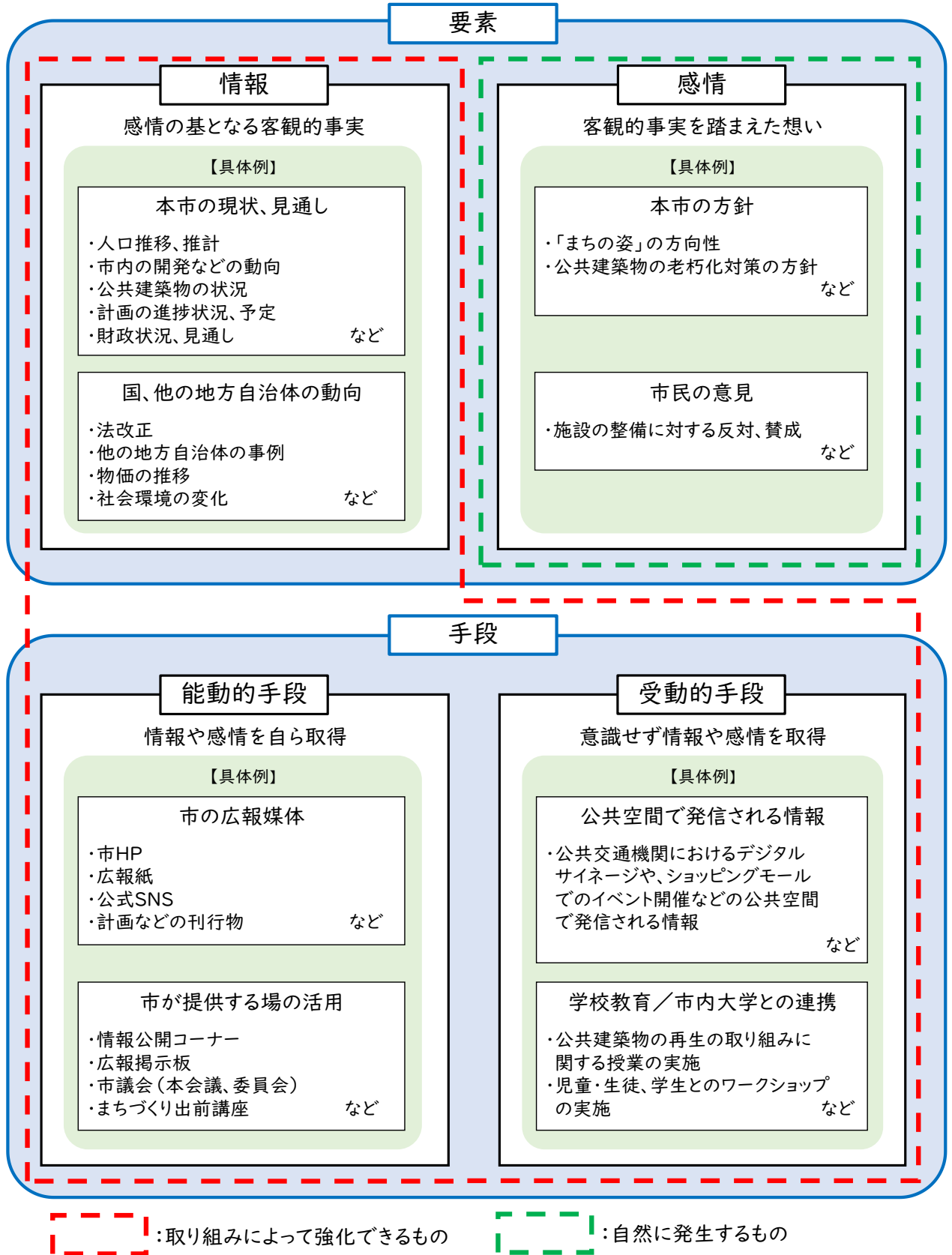


【「共感」のための方法】
情報や感情を適切に「共有」できる環境を整える

図表5-1 「共感」できていない状態と「共感」につながる状態



図表5-2 「共感」のための「共有」に必要な要素や手段



(4) 具体的な取り組み

「共感」のための「共有」に必要な要素のひとつである情報と、情報や感情を適切に「共有」するための手段の強化に向けた具体的な取り組みは以下のとおりです。

① 「共有」の要素である情報の強化

本市の状況に関する情報の拡充

・各施設の劣化状況を共有するため、施設カルテなどに劣化が進行している箇所の写真、改修履歴などを添えて各公共建築物の情報の拡充を図る。

本市以外の状況に関する情報の拡充

・公共建築物の再生に関わる国の法改正や、他の地方自治体における事例、社会環境の変化などの動向に関する情報を随時発信する。

例) ・法改正の内容の紹介と本計画に与える影響

・他の地方自治体の取り組み事例の紹介と本市が採用した場合の効果

「再生計画(やさしい版)」の作成

・こども達にも公共建築物の再生の取り組みの現状や課題、必要性などをわかりやすく伝えるための「再生計画(やさしい版)」を作成する。

・また、当該計画を市内の教育施設だけでなく、その他の公共施設や駅などの公共空間に配布し、将来世代を意識した適正な公共サービスを提供するための公共建築物の再生の取り組みについて広く市民に周知する。

市内大学の研究成果の紹介

・連携協定を結んでいる市内大学における公共建築物の再生の取り組みに関する研究成果について、市の政策にどのように取り入れることができるか、また、取り入れる際の課題は何か、という市としての感情を含めて庁内外に向けて随時発信する。

伝わりやすい事例紹介の作成

・市と市民が一体となって取り組んだ複合化・多機能化のモデルケースである

「大久保地区公共施設再生事業」における実現過程での市と市民の合意形成のプロセス、課題や効果などの事例について、都度市で作成していた既存の資料などを伝わりやすいものとなるように精査、再編して発信する。

② 「共有」するための手段の強化

市の広報媒体の強化

- ・市民意識調査などの結果から、情報の「共有」が図れていない市民の属性と、その要因を把握し、既存の広報媒体の更なる活用や新たな広報媒体を取り入れる。

例) ・本計画の進捗とその要因に関する定期的な広報紙への掲載

・本計画の考え方、進捗状況などを解説した動画の定期的な配信

- ・必要な情報を市民が簡単に得られるよう、公共建築物の再生の取り組みに関する情報を一元化した市ホームページコンテンツの再構成や、情報公開コーナーでの特設コーナーの設置などを行う。

市が提供する「共有」の場の強化

- ・「まちづくり出前講座」などの市民からの要望があった際に随時開催する場に加え、市が主体的かつ定期的に情報や感情を「共有」できる場を設ける。
- ・また、そのような場を設けている旨について、市の広報媒体などを活用して周知する。

例) ・まちづくり会議において本計画の進捗と要因を定期的に報告

・職員、市民を対象とした研修、ワークショップの定期的な開催(動画配信含む)

学校教育との連携

- ・公共建築物の再生の取り組みを、市と子ども達とで「共感」するため、子ども達を対象としたワークショップを学校教育の中で開催する。
- ・また、ワークショップの内容を公表することで、子ども達の保護者や関係者及び地域住民との「共感」にも繋がることを期待できる。

市内大学との連携

- ・今後の公共建築物の再生の取り組みに対する感情を市と若者世代である大学生とで「共有」するため、市内大学の学生との意見交換の場を設ける。
- ・その際、学園祭やショッピングモールなどの公共空間で開催することで、通りがかった一般の市民も受動的に情報や感情を「共有」できるようにする。

5.2 《実行性の確保策2》 庁内各組織の責任の明確化

公共建築物の老朽化対策のために円滑な事業の実施や必要な計画の見直しを実施するためには、市と市民の情報や感情の「共有」・「共感」だけではなく、庁内の各組織が自らの責任をしっかりと意識し、先を見据えて行動していかなければなりません。

そのため、各施設を所管する課（以下「各施設所管課」と言います。）に加え、本計画を所管する公有財産管理の総括担当課（本計画策定時点では資産管理課）及び公共建築物の保全の総括担当課（本計画策定時点では施設再生課）の責任について明確にし、いつまでに何をどのように実行していくのか、ということ具体的に定める必要があります。

（参考）本計画における「各施設所管課」について

原則として、「習志野市行政組織規則」及び「習志野市教育委員会行政組織規則」などにより、事務分掌として施設の建築、維持管理及び運営等に関することを定められている課（同規則において出先機関を所管することを定められている課も含む）を指します。

例．庁舎	・施設所管課	： 契約検査課
	・事務分掌	： 庁舎及び庁舎附帯施設の管理及び保全に関すること。
学校施設	・施設所管課	： 教育総務課
	・事務分掌	： 学校施設の建築及び維持管理に関すること。

【補足】

上記の施設所管課及び事務分掌は、本計画策定時点のものであり、今後変更が生じる場合がある。

(1) 各組織の責任

① 各施設所管課の責任

公共建築物の再生の取り組みを行う上では、各施設所管課は単に「現存する施設を維持管理する」だけではなく、「各課が提供すべき公共サービスを実現できる施設となるように老朽化対策を実施していく」ということを意識しなければいけません。

このことから、各施設所管課が果たすべき責任は以下ようになります。

【各施設所管課が果たすべき責任】

提供すべき公共サービスを実現できる施設となるように老朽化対策を行う

事業実施段階

・市民ニーズや社会環境の変化などを踏まえた公共サービスの提供を実現するために必要な事業を実施する。

計画の見直し段階

・所管する施設の今後のあり方を考慮し、計画の見直しの必要性を検討する。

随時

・「あり方検討」実施時期に関わらず、所管する施設の今後のあり方を検討するための情報や感情の「共有」・「共感」の取り組みを実施する。

② 公有財産管理の総括担当課及び公共建築物の保全の総括担当課の責任

公有財産管理の総括担当課及び公共建築物の保全の総括担当課は公共建築物の再生の取り組みを主導的に進めていく立場であり、それぞれが果たすべき具体的な責任は次頁のようになります。

【公有財産管理の総括担当課及び公共建築物の保全の総括担当課の責任】

公共建築物の老朽化対策を主導的に進めていく

(公有財産管理の総括担当課の責任)

事業実施段階

- ・各施設所管課が実施する事業について、施設の現状、財政状況、社会環境の変化などの本市をとりまく状況を考慮し、本計画への影響を検証する。
- ・必要に応じて、事業手法や実施時期について、各施設所管課及び公共建築物の保全の総括担当課との調整やアドバイスなどを行う。

計画の見直し段階

- ・必要な計画の見直しを実施するため、各施設所管課とヒアリングを実施する。
- ・ヒアリング結果、見直し時期における本市をとりまく状況や今後の各施設のあり方等を考慮し、必要に応じて各施設所管課及び公共建築物の保全の総括担当課と調整の上、計画の見直しを実施する。

随時

- ・国や他の地方自治体、その他の団体等の動向の把握や事例研究をし、庁内外へ情報共有を図る。
- ・本計画の進捗管理を行い、庁内外へ情報共有を図る。
- ・事業手法等に関する各施設所管課からの相談に対するアドバイスを実施する。

(公共建築物の保全の総括担当課の責任)

事業実施段階

- ・各施設所管課が実施する事業手法の調整を行う。
- ・各施設所管課及び事業委託先業者間の調整を行う。

計画の見直し段階

- ・各施設所管課及び公有財産管理の総括担当課と調整の上、必要な計画の見直しを実施する。

随時

- ・突発的に生じた施設の不具合について、各施設所管課と調整し修繕を実施する。
- ・各施設の状況を把握するため、法定点検の実施や技術職員による老朽化診断等を適宜実施する。

(2) 具体的な取り組み

各施設所管課並びに公有財産管理の総括担当課及び公共建築物の保全の総括担当課におけるそれぞれの責任を果たすため、以下の取り組みを実施します。

① 各施設所管課の取り組み

施設のあり方に関する検討

- ・「あり方検討」を実施する時期に関わらず、日頃から施設利用者のニーズの把握や、所管する施設が提供する公共サービスのあり方について民間移譲や民間活力の導入などを含めた事例研究を行い検討する。

市民との「共有」・「共感」の環境づくりの取り組み

- ・所管する施設における「共有」・「共感」の環境づくりの取り組みを実施する。

(実施例)

施設の現状と課題や今後の施設のあり方に関する、施設の利用者や児童・生徒との対話形式によるワークショップの実施

公有財産管理の総括担当課及び公共建築物の保全の総括担当課との情報共有

- ・各施設所管課における取り組み内容について、現状と課題及び今後の方向性を公有財産管理の総括担当課及び公共建築物の保全の総括担当課に報告し、必要に応じて助言を受け、取り組みを着実に進める。

② 公有財産管理の総括担当課及び公共建築物の保全の総括担当課の取り組み

公共建築物の再生に関する取り組みの情報共有の仕組みづくり

- ・公共建築物の再生の取り組み内容について、庁内及び庁外へ情報共有する仕組みを早期に構築する。

事務フローの明確化

- ・予算編成、予算執行、計画策定や見直し時及びその他平時において、各施設所管課が対応の漏れや遅れを生じないようにするため、タイムスケジュール及び必要となる手続き等について標準的な事務フローを作成し庁内で「共有」する。

各施設所管課における取り組みの進捗管理、情報共有

- ・各施設所管課における公共建築物の再生に関する取り組みについて、公有財産管理の総括担当課及び公共建築物の保全の総括担当課で進捗を管理し、必要に応じて指導、助言を行う。
- ・また、当該進捗について庁内及び庁外へ展開し、現状や課題及び今後の取り組みの方向性について「共有」を図る。

公共建築物の再生に関する研究

- ・公共建築物の再生の取り組みに関する国の方針や他の地方自治体の取り組み事例を研究し、庁内及び庁外へ展開し、「共有」を図る。

(研究内容の例)

市民協働、官民連携(産学官連携を含む)、公共交通との連携及び広域連携などの庁外組織との連携による公共建築物の再生の可能性

職員研修の定期的な開催

- ・全庁的な取り組みである公共建築物の再生に関する本市の基本的な考え方や、それに基づく本計画の立ち位置、目的などについて庁内で「共有」するため、定期的な職員研修を開催する。
- ・その際、講義形式だけでなく、グループワークなどを交え、利用者である市民にとって何が本当に必要なのか、理想の姿と現状との差異はあるのか、差異があるとしたら何をどうすればよいのか、など、各施設所管課が主体的に考え、行動するための土台となるものとする。
- ・また、研修の結果については庁内だけでなく市民にも「共有」する。

市民との「共有」・「共感」のための取り組み

- ・公共建築物の再生のための「共有」・「共感」の環境づくりの取り組みを主導して進める。
- ・また、各施設所管課における同取り組みについて、必要な助言を行う。

施設の改修に関する事項の統括

- ・各施設の改修等に関する予算要求の際には、事前に公有財産管理の総括担当課及び公共建築物の保全の総括担当課において各施設所管課と協議し、今後の施設のあり方を踏まえた上で、施設の劣化状況、改修の必要性、改修方法などを総合的に判断し、公有財産管理の総括担当課及び公共建築物の保全の総括担当課が要求内容を統括する。

(統括する内容例)

- ・今後の施設のあり方を踏まえた要求理由
- ・改修時期や方法について、本計画との整合・差異及びその要因
- ・予算化された場合に今後の財政状況へ与える影響
- ・改修による施設の利用制限など事業執行の際に生じる影響
- ・考えられるその他の手法を選択した場合のコスト比較 など

